

## 監理技術者(監理技術者補佐)の兼任の取扱いについて

### 監理技術者の兼任の取扱いについて

宇佐市が発注する建設に係る請負工事において、宇佐市公共工事請負契約約款第10条に規定する建設業法第26条第3項に規定する「監理技術者」について、下記の要件に該当する場合に限り、複数の工事現場を兼任できるよう令和2年10月1日より適用されています。

#### 【監理技術者について】

##### ① 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2件までとし、予定価格が3億円を超えない工事とする。
- (3) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

##### ② 兼任をする場合の留意点

- (1) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (2) 本取扱いについては、下請負人には適用されない。
- (3) 特例監理技術者は、現場代理人と兼務できない。
- (4) 上記以外の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアル(令和2年9月30日付け国不建第130号)」を参照すること